

補助対象・対象外工事例一覧表

◎事業者の工事が必要とされる工事が対象となります。

◎外構や車庫、カーポートについては対象外になります。

○→対象 ×→対象外 △→条件付で対象

(R7.4作成)

区分	内 容	可否	備 考
【基礎・土台】			
1	基礎・土台の補強、修繕	△	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は×
2	耐震改修 (耐震効果が確実に上がるものに限る)	△	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は× 例：壁の筋かい等の補修
3	床下換気扇工事	○	
4	シロアリの防除、駆除工事	△	シロアリの防除、駆除工事のみは対象外 リフォーム工事を伴う場合は対象
【屋根】			
1	塗り替え	○	
2	葺き替え	○	
3	下地材の修繕、交換	○	
4	雪止めの新設、交換	○	
5	雨どいの修繕、交換	○	
6	屋根工事に伴う足場の費用	○	
7	太陽光発電システム 太陽熱温水装置の新設、増設、交換	△	ソーラーパネル設置や交換に伴う工事は対象外 屋根工事に伴う再設置は対象
【外壁・外観】			
1	塗り替え	○	
2	外壁の張り替え	○	
3	外壁材の修繕	○	
4	ひび割れ修繕	○	
5	シーリング打ち替え改修	○	
6	外壁モルタル剥離・剥落部分の補修	○	
7	外壁工事に伴う足場の費用	○	
8	外壁工事に伴う設備の脱着、修繕費	○	
9	バルコニー・ベランダ等の修繕	○	既存の物の修繕は対象。増設・新設は対象外
10	防水工事（ウレタン塗膜防水、シート防水、FRP防水）	○	
11	サンルームの新設、修繕	△	居室と一体の場合は対象
12	外壁洗浄	△	外壁塗装に伴う場合は対象。洗浄のみは対象外
13	ウッドデッキ・テラス・濡れ縁・外の縁側等の新設、修繕	×	外構にあたると考え、対象外

【内装】			
床工事			
1	フローリングの新設、修繕、交換	○	
2	クッションフロアの新設、修繕、交換	○	
3	畳の取り替え、表替え、裏返し	○	
4	直貼り工法等で固定されたカーペットの張り替え	○	
5	段差の解消工事、改修工事	○	
6	床仕上げ材の修繕、交換、変更	○	
7	既存の床はそのまま 上に新しい床材を張り付ける	○	
8	床暖房の新設、交換、増設	○	ホットカーペットは対象外
9	じゅうたん、畳の上敷き等の交換	×	既設床仕上げ材の上に敷き置くものは対象外
壁工事			
1	壁仕上げ材（下地材を含む）の 修繕、交換、変更	○	
2	タイルの修繕、交換、変更	○	
3	壁の塗り替え、新設塗り替え	○	
4	腰壁の新設、修繕、交換	○	
5	壁の断熱材の新設、修繕、交換	○	
6	多孔質セラミックスの壁の新設、修繕、交換	○	壁紙張り替えと同じ
7	エアコンの設置に伴う穴開け、 配線カバー設置、交換等	×	エアコン設置目的の場合は対象外
天井工事			
1	天井の仕上げ材の修繕、交換、変更	○	
2	天井の塗り替え	○	
3	天井の断熱材の新設、修繕、交換	○	
その他工事			
1	部屋の増築	○	
2	和室（洋室）を洋室（和室）に変更	○	
3	間取りの変更改修	○	
4	手洗い器の設置	○	
5	居室等の換気扇の新設	○	
6	アコーディオンカーテンの新設、修繕、変更	△	建具として、扉や壁として設置されている場合は対象
7	カーテンレールの取り付け・ブラインドの設置	×	
8	カーテンの新設、交換	×	
9	ホームエレベーター・自動昇降機の設置	○	
10	家具転倒防止器具の設置、交換	×	
11	バリアフリー改修（手すりの設置、 段差解消、廊下幅の拡張など）	○	
12	室内物干し場の新設、修繕	△	室内工事の一環で天井や壁に設置してあるものであれば対象
13	ビルトイン（据付、造り付）収納の新設、 修繕、撤去	△	建物の構造部分と一体化するように設置されている場合は対象

【建具・開口部】			
1	外部開口部シャッター新設、修繕、交換	○	手動シャッターを自動に取り替えも対象
2	サッシの取り替え	○	
3	断熱改修（サッシ、壁・天井・屋根工事等）	○	サッシの交換に伴う鍵の交換は対象
4	複層ガラス（ペアガラス等）へ取り替え	○	
5	内窓の設置・交換・改修	○	（断熱対策）
6	強化ガラスへ入れ替え	○	（防災対策）
7	面格子の新設、修繕、交換	○	
8	ドア・雨戸の新設、交換、塗り替え	○	
9	障子・ふすまの入れ替え、張り替え	○	
10	網戸の新設、交換、張り替え	○	
11	木製建具の新設、交換、塗り替え、仕上げの張り替え	○	
12	防犯フィルムの貼り付け	△	単体取り付けは対象外 窓交換に伴う業者貼り付けは対象
【台所】			
1	システムキッチンの新設、交換	○	
2	システムキッチンの組み込み機器の取り替え	○	ビルトイン食洗機、オープン等
3	ガスコンロ・電磁調理器の設置、改修	△	ビルトインタイプで工事を伴うものであれば対象
4	台所改修に伴う照明、換気扇の工事	○	
5	流し台の新設、交換	○	
6	システムキッチンの水切りカゴ設置	△	単体取り付けは対象外 システムキッチン工事に伴う場合は対象
7	カップボード（食器棚）の新設、交換	△	システムキッチン工事に伴い、システムキッチンを構成する製品（商品型番が一致）であれば対象
8	レンジフードの新設、交換	△	工事を伴うものであれば対象
9	グリストラップの取り替え・清掃	△	システムキッチン工事に伴う場合は対象
10	水栓の交換	△	工事を伴うものであれば対象
【浴室】			
1	浴室の新設	○	
2	浴槽の交換	○	
3	ユニットバス・シャワーユニットの新設、交換	○	
4	シャワー水栓の交換	△	工事を伴うものであれば対象
5	タオル掛けの設置	△	単体取り付けは対象外 浴室改修工事に伴う場合は対象
6	床・壁・浴槽タイルの改修	○	
7	浴室手すり新設、交換	○	
8	天井の張り替え、塗り替え	○	
9	換気扇の取り替え	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象
10	浴室換気乾燥暖房機の新設、交換	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象

【洗面室】			
1	洗面化粧台・洗面器・洗面台の新設、交換	○	
2	洗濯パン（漏水防止の洗濯機の下受け皿）新設、交換	△	洗面所工事に伴う場合は対象
3	水栓の交換	△	工事を伴うものであれば対象
【トイレ】			
1	和式から洋式便座へ改修	○	
2	水洗トイレへの改修	○	
3	便器の交換	○	
4	トイレ内手洗い器の新設、交換	○	
5	洗浄便座のみの新設、交換	○	
6	紙巻き器（トイレトーパーホルダー）の設置	△	単体取り付けは対象外 トイレ改修工事に伴う場合は対象
7	浄化槽を止め公共下水道へ接続するための工事	△	トイレの改修に伴う場合は対象
8	手すりの取り替え・新設	○	
【給湯設備】			
1	給湯設備の新設、修繕、交換	△	単体取り付けは対象外 付帯工事（浴室、台所）の場合は対象
2	給湯設備の部品の交換	△	単体取り付けは対象外 付帯工事（浴室、台所）の場合は対象
【給水・ガス】			
1	住宅内での給水・ガス配管を含む新設、交換、増設	○	
2	排水管高圧洗浄	△	付帯工事の場合は対象。
3	屋外・地中での給水配管・ガス配管の工事	×	
【電気設備】			
1	オール電化・エネファーム（ガス）住宅工事	△	単体取り付けは対象外 付帯工事（浴室、台所等）の場合は対象
2	分電盤の新設、交換、増設	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象
3	感震ブレーカーの新設、交換	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象
4	内装工事に伴うコンセント・スイッチ・配線の新設、交換、増設	△	単体取り付けは対象外
5	家電製品の新設、交換（工事費含む）	×	電化製品購入やその製品の設置工事は対象外
6	アンテナ新設、交換（配線工事含む）	△	単体取り付けは対象外 付帯工事（屋根工事に伴う脱着・交換）は対象
7	照明器具の新設、修繕、交換	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象
8	電話・インターネットの配線工事	×	
9	ケーブルテレビの配線工事	×	
【その他設備】			
1	冷暖房設備・全熱交換器の新設、交換、増設	×	例：エアコン、洗面室の暖房設備、薪ストーブ
2	住宅用火災報知器の新設、交換	△	工事を伴うものであれば対象
3	テレビドアホン（外と中の通話）の新設、交換	○	
4	換気口の交換	△	器具交換のみは対象外。壁工事に伴う場合は対象
5	インターホン（各部屋との通話）の新設、交換	△	壁工事に伴う場合は対象
6	サウナ室の設置	△	原則対象外 ただし、増改築にあたる部分は対象
7	防音室の設置	△	増築になる場合は対象 既存の部屋にユニットタイプを設置の場合は対象外

【玄関】			
1	玄関のスロープ・手すりの新設、修繕	○	
2	玄関（屋外）のタイルの新設、修繕	△	家屋と繋がっている箇所は対象
3	玄関ドアの交換	○	
4	玄関の鍵・ドアクローザーの新設、修繕	△	単体取り付けは対象外 付帯工事の場合は対象
5	玄関の屋根の新設、修繕	○	
6	玄関式台の新設、修繕、変更	○	
【外構】			
1	物置・カーポートの新設、修繕、増設	×	
2	課税台帳上は居宅で実体は物置の外壁塗装	×	実体を重視し対象外
3	造園（庭園）・生垣の新設、増設、変更	×	
4	フラワーボックスの設置	×	
5	外灯の新設、修繕、交換	×	
6	門扉・塀・フェンスの新設、修繕、交換	×	
【その他】			
1	対象のリフォーム工事のために生じた廃材等の処理費用	○	
2	対象工事に関連する取り外し工事、再設置工事	○	
3	ハウスクリーニング等の清掃費用	△	リフォーム工事を伴う場合は対象
4	防災シェルター等の設置	×	
5	居住部分とは別の建物（別棟、別荘）の修繕	×	
6	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	×	
7	害虫駆除用薬剤散布	×	
8	市内事業者から購入した材料 別の市内事業者が工事（持込手数料含む）	○	材料費、施工費、持込手数料すべて対象
9	申請者が自ら行った工事（DIY）	×	
10	引越費用、収入印紙代、振込手数料、各種申請費用	×	
11	家屋の一部解体工事	△	増改築に伴う場合は対象
12	家屋の解体工事	×	建て替え、新築は対象外
13	併用住宅のうち、住宅部分の工事	○	店舗、事務所部分の改修は対象外
14	店舗・事務所機能を居宅へ変更	○	

【補助金等】			
1	基礎・土台の補強、修繕	△	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は×
2	耐震改修 (耐震効果が確実に上がるものに限る)	△	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は× 例：壁の筋かい等の補修
3	浄化槽の設置、交換	×	(参考) 環境推進課：合併処理浄化槽設置補助制度
4	防犯カメラの設置	×	(参考) 安心安全課：家庭用防犯カメラ設置補助制度
5	公共工事の施行に伴う補償の対象となる工事	×	対象の箇所については全額補償されているため。
6	子育てグリーン住宅支援事業との併用工事	○	還元方法を「最終支払に充当する方法」としている場合、領収書の写しに当該補助金を充当する旨と充当金額を補記していただく必要があります。
7	先進的窓リノベ2025事業との併用工事	○	
8	給湯省エネ2025事業との併用工事 (給湯設備の単体取り付けは除く)	○	
9	保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより工事費が補てんされるもの	△	事前に保険会社に確認してください。
10	大里広域市町村圏組合の介護保険を利用した住宅リフォーム工事	△	事前に大里広域市町村圏組合に確認してください。
☆	この表にない工事	△	個別審査により決定